

小美玉市告示第123号

小美玉市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

小美玉市長 島田 幸三

小美玉市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱の一部を改正する告示

小美玉市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱（令和3年小美玉市告示第25号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（事業実施期間）

第16条 この告示の実施期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

附則第1項中「令和3年4月1日」を「公布の日から」に改める。

附則第2項を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

小美玉市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱(令和3年小美玉市告示第25号)新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(事業実施期間)</u> 第16条 <u>この告示の実施期間は、令和8年度から令和12年年度までの5年間とする。</u> (補則) 第17条 (略) 附 則 (施行期日) 1 この告示は、<u>公布の日から</u> から施行する。</p>	<p>(補則) 第16条 (略) 附 則 (施行期日) 1 この告示は、<u>令和3年4月1日</u>から施行する。 <u>(この告示の失効)</u> 2 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付を受けた者は、第14条及び第15条の規定については、同日後も、なおその効力を有する。</u></p>